役　員　名　簿

特定非営利活動法人の名称	Make Cancer History

役 名	氏　名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備　考
理事	星野優子	[redacted]	**無**	**会長**
理事	Erdmann Maike	[redacted]	**無**	**副会長**
理事	Daitol　Kristine Charisse Gipanao	[redacted]	**無**	
監事	葦沢麻衣	[redacted]	**無**	

◇役員は、法第２０条の欠格事由に該当しないこと、法第２１条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が５人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族（以下、親族等といいます。）は入れません。また、役員総数が６人以上のときは、ある役員からみて、１人だけは親族等が入ることができます。

※ 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）